

「こども家庭ソーシャルワーカー」新資格 新たに研修実施団体と認定研修が決定！

児童福祉法に定められた、子ども虐待をはじめとした子どもやその家庭への支援の専門資格である「こども家庭ソーシャルワーカー（認定資格）」は2024年度開始した新資格。新たに、3団体3研修が決定しました。この度、追加された研修実施機関及び研修種別等は下表を参照。

なお、第1回認定試験は2025年3月9日(日)、法政大学市谷キャンパス（東京都千代田区）で実施される、受験申込の受付中（受験申込期間は、2025年1月20日(月)まで）。今年度のみ、研修修了見込みでの受験申込が可能だが、その場合は、2025年2月25日(火)までに、必要な修了証を提出しなければならない。

新たに認定をうけた3団体3研修

研修機関名	研修（種別）	定員	研修期間	問い合わせ先
日本福祉教育専門学校	ソーシャルワーク研修	20	2024/11/1～ 2025/2/24	電話 03-5904-8135 メール cfs@nippku.ac.jp
日本メディカル福祉専門学校	指定研修	40	2024/12/8～ 2025/2/28	電話 06-7506-9056 メール fukushi_shi@kamei.ac.jp
淑徳大学	指定研修	40	2025/6/1～ 2026/2/28	電話 043-265-7331 メール jisshu@soc.shukutoku.ac.jp

各研修については今後、研修実施機関から募集要項が公開される予定

「こども家庭ソーシャルワーカー」資格とは

2022年児童福祉法改正で盛り込まれ、2024年度から施行された、こども家庭庁所管の認定資格。児童相談所の児童福祉司や、2024年度から市区町村に設置される「こども家庭センター」の統括支援員の任用要件の1つとして児童福祉法に規定されている。「こども家庭ソーシャルワーカー」になるためには、必要な研修受講要件（業務経験や保有資格などで4種類が規定されている）を満たしたうえで、所定の研修を終了し、認定試験に合格して初めてこども家庭ソーシャルワーカーとして登録ができるという仕組みになっている。